

令和8年度 **労務セミナー**

受講無料

労務管理のポイント

最近、空いた時間の有効利用として、スポットワークで働く人が増えています。スポットワークは、便利という反面、トラブルも発生しています。そこで、スポットワークについて勉強し、上手にスポットワークを活用しましょう。また、社会保険の調査や被扶養者の認定のポイントや今年10月から始まるカスタマーハラスメント対策に注目して勉強していきましょう！

< 講座内容 >

- スポットワークの労務管理について
～ 人手不足の救世主？ ～
スポットワークに伴うトラブルも増えていることから、この「スポットワーク」の労務管理の注意点を整理しましょう。
- 社会保険の扶養手続きの改正と社会保険の調査のポイント
 1. 社会保険の扶養の手続きの改正
 2. 社会保険の調査のポイント

- カスタマーハラスメント対策の義務化
令和8年10月1日から事業主は顧客等からのハラスメント「カスタマーハラスメント」に対して、労働者の就労環境が害されないように対策を行うことが義務付けられます。具体的にどのような対策が必要なのか検討しましょう。

日時 : 10月23日(金) 午後2時 ～ 午後4時**会場 : 喜多方プラザ 2階 第三会議室****講師 : 小柴社会保険労務士事務所****特定社会保険労務士 小柴 繁徳 氏****定員 : 20名(定員になり次第締切)****お申込は、10月16日(金)までに、TEL又はFAXにてお申込ください。****主催：(公社)会津喜多方法人会 共催：会津喜多方商工会議所****詳しくは、(公社)会津喜多方法人会まで TEL：0241-23-8181 / FAX：0241-23-8182**

----- 切り取らずこのままFAXしてください -----

FAX：0241-23-8182**10/23開催 労務セミナー受講申込書**

事業所名	住 所
TEL	FAX
受講者名	受講者名